

江戸時代における『延喜式』研究の一樣相 縫殿式十三雜染用度条をめぐって

Research on the *Engshiki* During the Edo Period:
On Article 13 “Supplies for Dyeing” in the “Procedures for the Bureau of Sewing Management”
NAKAMURA Terukazu

中村光一

はじめに

『延喜式』がその詳細な記述内容により、今日、単なる古代についての法令史料としてだけでなく、成立時期である十世紀に至る我が国に関する様々な状況を伝える百科全書的な役割を果たしていることはつとに知られている。

本稿で取り上げる巻十四縫殿式第十三雜染用度条（以下、「雜染用度条」と略記する。）にも、中務省の管轄下で、天皇をはじめとする宮中用の衣服製造の監督と、後宮の女官の人事管理を主な職掌とする縫殿寮で行われた、種々の染色に用いられる植物由来の染材、色の定着に必要な木灰・藁灰・酢等の媒染剤、染めの時間を早めるために染液の温度を上げる燃料となる薪等の数量が、布帛や糸といった染の対象ごとに挙げられており、同寮から供給された繊維製品の色相の復元を考える際の重要な史料となっている。

しかし、本条は本来縫殿寮が染色の作業を行うために必要な物品を、

内蔵寮等の収納官司に請求するための根拠として作られた条文であるため、その行程に関わる同寮の染手たちが承知していれば事足りる、各染色の完了に至るまでに必要な作業内容（布帛や糸を染液に通す回数や時間、染液の温度等。）については全く記されておらず、そのためこれらの用度を元にして染め上がった布帛や糸がどのような色調のものであったのかは、有職家、染色家の間での重要な関心事となり、その技法の復元についての検討が行われてきた。

これに関して、実際に大がかりな復元の試みを行わせた人物として知られているのが江戸幕府八代將軍徳川吉宗（一六八四—一七五二）である。本稿では、吉宗の命による染色復元がいかなるものであったのか、また、その成果とされる『式内染鑑』⁽³⁾がどのように流布していったのか、その受容の様子に注目するとともに、これまでほとんど取り上げられてこなかった『染色法』という史料に拠りながら、吉宗による事業の再検討を行いたいと思う。

一 徳川吉宗による染色復元の試みと『式内染鑑』の編纂

吉宗の事績を記した『徳川実紀』有徳院殿御実紀（以下、「御実紀」と略記する。）には、吉宗が古様の武具に関心を持ちその調査を行なったこと（附録巻十二）や、『延喜式』を手ずから写すなど古典籍に強い関心を抱いていたこと（附録巻十二）と並んで、「古製の染色は。延喜式縫殿の部に其法少し見ゆるといへども。今それをもてわかまへがたし。また往昔の布帛染草もてものぐの飾に用ひしものまゝあれど。これも年をへて色變りそこなわれて。其世のさまざまだかに志りがたしとて。内蔵式に載し染草の数量をたゞさせ給ひ。それにたがはず製し出すべしと仰出され。小納戸浦上弥五左衛門直方奉り⁴にて後藤縫殿助に命じ。享保十四年より吹上の園中に染殿を開き。年々あまたそめ出しけるが。後にはみな習熟して。黄櫨染よりはじめ。紫。紅。二藍。葡萄。朽葉。山藍。縹。緑の類みな古色に少しもたがふことなく染出しけり。（附録巻十七）」と、享保十四年（一七二九）から小納戸の浦上直方（一六九八—一七五七）と呉服師の後藤縫殿助に命じて、雑染用度条に基づく染色を、江戸城の吹上庭園内に設けられた染殿にて行わせたことが記されている。

浦上が務めていた小納戸は將軍に仕えて身の回りの用務に従事する役職であり、旗本や譜代大名の子弟が充てられ、その性向や特技によって担当が命ぜられた。中には学芸の分野に関わった者もいたようである。御実紀にも、「延喜式をばわきて好ませ給ひ。御抄録もあまたあり。其中の古法によりて諸調度ども製せさせ給ひしもまた多かり。奥の書房にも群臣編集の書をあつめて。御勘考の用にそなへたまふ。これは小姓。小納戸。または成島道筑信遍（同朋格奥詰）等つかさざり。」（附録巻十）との記載がみられる。浦上は紀伊徳川家時代から吉宗に仕え、その將軍位継承に伴って江戸に移り御家人となったが、後に『類聚流鏑馬次第』

を編んでいるので、有職方面に才のあった人物の可能性も考えられる。また、「直方うちくの仰せを蒙り」（附録巻十）、「直方をもて。うちく」に門主に仰進らせられしは。」（附録巻十五）等の記載があることからすると、吉宗の信任が厚かったことも推測できる。

一方、後藤縫殿助は代々その名を襲名する幕府御用達の呉服師で、その関係もあってこの事業に関わったものと思われる。御実紀には、享保十七年（一七三二）十二月二十三日に「呉服所後藤縫殿助に銀十枚をたまふ。これ此ほど染もの、古法を御勘考ありて。吹上の御園に。其わざなすものをめされ。こゝろみしめられし事を賞せらるゝなり。」（巻三十六）と、また、元文二年（一七三七）五月十七日に、「呉服所後藤縫殿助に銀を下さる。是は延喜式など御かんがへありて。いにしへの染色のうつしを製せられしに。その事心いれつかふまつりしをもてなり。」（巻五十二）との記載があり、染殿での染色がかなりまとまった期間行われたことを窺わしている。

なお、この事業に関して管見した最後の史料は『徳川実紀』惇信院殿御実紀宝暦十年（一七六〇）五月四日のもので、「吹上御庭にて。茜草をもて布帛あまた染させ給ふによて。その事つかふまつりし呉服匠後藤縫殿助に銀を褒賜せらる。」と記されている。この時点で享保十四年からすでに三十年が経過していたことになる。⁶

この浦上や後藤による雑染用度条の復元の成果については、前掲の文章に続けて「縫殿式の染色半にすぎて染出しければ。この服色をあつめ帖とせられ、式内染鑑となづけて。後の証とせられしが。今なを奥の御文庫にあり。」（御実紀附録巻十七）とあり、『式内染鑑』という著作として結実したことが知られるが、現在紅葉山文庫を引き継いだ国立公文書館内閣文庫に『式内染鑑』の原本は伝わっていない。

一方、御実紀には寛保二年（一七四二）正月十五日に、「右衛門督宗武卿に式内染鑑をつかはさる。これは御みづから古法を考あはさせたま

ひて。つくらしめられしに。卿もまた尚古のこゝろざし深きがゆへをくられしとぞ。(巻五十五)」とあり、吉宗が次男の田安宗武(一七一六—一七一)に『式内染鑑』を下賜したことが記されている。宗武については有職故実に高い関心を持っていたことが知られているが、同書のその後の行方については明らかではない。⁽⁷⁾

二『式内染鑑』の原本と先行研究

一方、『国書総目録』には、『式内染鑑』について

延喜式内染鑑 一冊

【別称】 延喜染鑑・式内染鑑・吹上染試

【分類】 有職故実

【著編者】 松岡辰方

【写本】 国会・静嘉・東洋〔岩崎〕(官職原志と合)・宮書・東博(江戸末期写)・京大・教大(文化八写)・東大〔史料〕・大阪府・岩瀬・蓬左・神宮・無窮〔神習〕・幸田成友

延喜式内染鑑

【写本】 内閣・竜谷・凌霄

【活字】 染料植物譜〔後藤捷一・山川隆平、昭和一二〇〕

と記し、⁽⁸⁾『延喜染鑑』『吹上染鑑』といった異名のもを含めて、写本が複数の機関に所蔵されていることを伝えている。しかし、興味深いことはその著編者として松岡辰方(一七六四—一八四〇)の名が挙げられていることである。

松岡は、浪人の子ながら久留米藩主有馬頼隆に見いだされ、松岡家を興して士分に加えられ、塙保己一門下として和学講談所での史料蒐集・

出版活動に関わる一方、有職家としても一家をなした人物である。『国書人名辞典』でも、松岡の項にその著述として『延喜式内染鑑』が挙げられている。⁽⁹⁾しかし、享保年間から松岡が活躍した時期までは数十年ほどの時間差があり、彼がその著編者に擬されているのは謎と言えよう。

『式内染鑑』については、染織史⁽¹⁰⁾・徳島県の郷土史に業績を残した後藤捷一(一八九二—一九八〇)の先駆的研究があり、『染料植物譜』⁽¹¹⁾では、前半部分で染色に用いられる植物ごとにそれを染材とすることで得られる色調の特色を挙げ、後半部分で染色について述べた先行文献を示し、その解題を述べ本文掲載を行っている。本稿との関連で言えば、『延喜式』の部分では縫殿式、内蔵式の該当条文が挙げられ、続いて『式内染鑑』について記している。

後藤は『式内染鑑』について、まず『吹上染紙』(江馬務所蔵本)⁽¹²⁾『黄蘗染考』(杉浦三郎兵衛所蔵本)、(『延喜式雑染』〔後藤所蔵本〕)の三点の写本を挙げ、同書には書名に異名のあるだけだけでなく、本来の体裁に後世増補が行われた部分があることを述べている。

ここで『式内染鑑』の原本がいかなる形態であったのかをおさえておきたいと思うが、それを示唆してくれるのが『東京市史稿』(以下、『市史稿』と略す) 産業編十七卷⁽¹³⁾、寛延三年(一七五〇)正月に記載された「後藤文書」中の「式内染鑑 日」と題する史料である。なお、「後藤文書」は続けて「茜染記 月」「染鑑本色 星」の二つの史料を載せており、これらは一連のつながりを持った内容となっている。

さて、「式内染鑑 日」であるが、冒頭に年紀を「寛延二年己巳冬日 東都醫呂實夫謹撰」とする序文が、⁽¹⁴⁾末尾には同じく「寛延歳次庚午春正月吉旦 龍門浦上景久題」とする跋文が載せられ、跋文の冒頭には、「此染鑑也縫殿之亟後藤某、享保中奉官命所使染工染之也。」と記されている。⁽¹⁶⁾

『市史稿』は、掲載する「後藤文書」についての見出しの文を「此月

將軍吉宗ノ命ニヨル古代染色ノ吹上苑ニ試ミシモノ、漸ク成ルニ及ビ、式内染鑑ソノ他ノ著書トシテ、實用ニ供セラル、コトトナル。」と記し、表題を「式内染鑑等完成」としている。しかし、序文に「起享保辛酉經十餘年始成焉。」⁽¹⁷⁾、跋文に「其事經十餘年染色初成焉。」と記されていることからすると、吉宗の命による染色復元の作業の開始からの期間が合わず、前述のように寛保二年にすでに『式内染鑑』が田安宗武に下賜されていること、また、「染鑑本色 星」がその冒頭に「式内染鑑に糊する染色も年を経て色變し、其本色を失ふ。夫ゆえ當世人々見覺たる染色に當て凡を記置者也。」と記していることからすると、何らかの理由によつてこの年に再度関係史料の取りまとめが行われ、それが後藤家に伝わつたものと言えよう。寛保二年が享保十四年から十三年目にあたることからすると、『式内染鑑』はむしろ完成の直後に宗武に下賜されたと考えられる。

さて、雑染用度条には全部で三十九の色名が挙げられ、それぞれに対象となる布帛・糸等とその染色を行うのに必要な物品、数量が記されているが、「式内染鑑 日」は序文に続けてまずそのうちの十九色の色名ごとに、染色に必要な物品と数量がほぼ雑染用度条の条文通りに掲載されている⁽¹⁸⁾。

なお、雑染用度条の三十九色と、「式内染鑑 日」掲載の十九色の染めの対象の織維製品および掲載順を一覧表にしたのが表1である。前掲した御実紀の「縫殿式の染色半にすぎで染出しければ」の部分が、十九色に対応すると言えよう。ただし、「黄櫨染よりはじめ。紫。紅。二藍。葡萄。朽葉。山藍。縹。緑の類」を染めたとする記載とは、色名は完全には一致していない。

そして、挙げられた色名のいくつかについては、雑染用度条の記載にさらに文章による記述が加えられている。まず一つは、冒頭の「黄櫨」綾の部分で、「灰三斛」の数量が過重であるとして、「斛」を「斗」

字の誤りではないかと述べる。続けて「黄櫨染考」として、同色が『新唐書』卷二四、車服志に見える赭黄に近い色調のものであることが記されている。さらに、「黄櫨」綾については蘇芳を染液に加えることにより、本来あるべき黄味が失われることから、「於是試除蘇芳而染者如斯以照于前。」と記している。この文だけでは分かりにくい⁽¹⁹⁾が、『式内染鑑』原本では後述する多くの写本で行われているのと同様に、「黄櫨」綾については雑染用度条の記載による染に基づく布片の他にもう一枚、蘇芳を使わずに染めた布片が貼られていたと思われる⁽¹⁹⁾。

色名では十三番目の記載となる「椽」綾についても、本来の「椽」は黒系統の色調であるが、式内の「椽」は実際には「黄椽」を指すとす文章が僧尼令10条の義解注を引いて記されている。

そして、十九色の最後の「浅黄綾」の記載の後には、染色復元を行つた布地について「右若干色者以式内所記之綾帛及染草分爲／四十分以其一分染試之且不拘入之數偏隨染／汁之竭但深蘇芳浅藍色者全深帛一疋中緑／者染試帛疋匹者」の文章が載せられている。

これは、綾については、それが高級織物であつたためか、一疋の四十分の一を使つて試しの染を行い、「深蘇芳」「浅藍色」については一疋、「中緑」については一疋の半分の帛を用いたとするものである。なお、十九色の中で三色だけに帛が用いられているのは、何らかの技術的な理由があつたものと思われる。

そして、これに続けて、前出した「深紫」綾を染めるための各用度の四十分の一の分量を具体的に記すことから始めて、全色ではないものの「黄丹」や「黄櫨」等の染色の作業を行う上での技術的な記述や、「令式度量辯」として各用度の今量の記載が跋文まで続くことになる。跋文の文意から考えると、後藤文書の「式内染鑑 日」の文章から序文と跋文を除いた部分が、本来の『式内染鑑』であつたことが推測できる。

なお、『式内染鑑』の写本の多くは、十九色の用度を本紙の下部に記し、

表1 延喜縫殿式 13 雑染用度条および「式内染鑑 日」記載の色名と染の対象

ア	イ	色名	染の対象の繊維製品										
1	1	黄楮	綾	帛									
2	2	黄丹	綾	帛	羅	糸							
3	3	深紫	綾	綿紬	糸紬	東純	帛	羅	絞紗	糸	贗布	葛布	
4	8	浅紫	綾	綿紬	糸紬	東純	帛	羅	絞紗	纈帛	糸	贗布	葛布
5	7	深減紫	綾	帛	糸								
6		中減紫	綾	帛	糸								
7		浅減紫	糸										
8	4	深緋	綾	綿紬	糸紬	東純	帛	贗布	葛布				
9	5	浅緋	綾	綿紬	東純	贗布	帛	葛布					
10	11	深蘇芳	綾	帛	纈帛	糸							
11		中蘇芳	綾	帛	糸								
12		浅蘇芳	綾	帛	糸								
13	9	蒲萄	綾	帛									
14	6	韓紅花	綾	帛	羅	紗	糸	贗布	細布	調布			
15		中紅花	贗布										
16		退紅	帛	糸	細布	調布							
17	10	深支子	綾	帛	糸								
18		黄支子	綾	帛	糸								
19		浅支子	綾	帛	糸								
20	13	椽	綾	東純	帛	糸							
21	14	赤白椽	綾	綿紬	糸紬	東純	帛	糸	贗布				
22	15	青白椽	綾	綿紬	糸紬	東純	帛	糸	贗布				
23	12	深緑	綾	綿紬	糸紬	東純	帛	贗布	糸				
26	16	中緑	綾	綿紬	糸紬	東純	帛	糸					
26		浅緑	綾	帛	纈帛	糸							
27		青緑	帛										
28		青浅緑	糸										
29		黄浅緑	糸										
30	17	深標	綾	帛	糸	贗布							
31		中標	綾	帛	糸								
32		次標	帛	糸									
33		浅標	綾	帛	糸								
34		深藍色	糸										
35		中藍色	糸										
36	18	浅藍色	綾	帛	纈帛	糸							
37		白藍色	糸										
38		深黄	綾	綿紬	糸紬	東純	帛	糸					
39	19	浅黄	綾	綿紬	糸紬	東純	帛	糸					

A	萩(萩径青)
B	女郎花
C	薄色
D	薄青
E	蒲萄
F	赤色
G	香色

- 1) ア欄の数字は縫殿式 13 条に記載された色名とその掲載順を示す。
イ欄に数字を入れ、色名および染の対象の繊維製品の欄の文字上に網掛けしてある箇所は、「式内染鑑 日」での記載順、ならびに対象の綾、帛の別を示す。
- 2) A から G は、雑染用度条に記載がなく、一方、複数の写本に挙げられた 7 色の織色を示す。

上部に各色を塗った別紙（以下、「染紙」と称する）を貼りこんだり、本紙に直接色を塗ったりした一種の色見本帳的な状態を呈しているが、⁽²⁰⁾「深紫」綾の技法の記述部分以降は色名が重出となることや、説明的な文章が長く続くこともあってか、そこから後の部分で載せた写本は今のところ存在していない。

以上のような写本の状況、そして、まだ『市史稿』の当該巻が刊行されていなかったこともあって、後藤は「浅黄綾」の記載の後の綾四十分の一の布地で復元を試みたとする文章までを本来の『式内染鑑』と考え、氏所蔵の『延喜式雑染』が『式内染鑑』とは表題が一致していないことに疑問を感じつつも、それを原形態と想定している。

さらに後藤は、大阪府立図書館本『式内染鑑』（後出の写本K）で十九色の記載部分の後に、「縫殿式染色之外後世所稱名目不少今據／桃花葉葉染／織之七品糊此其餘衣之表裏／或以重裝為名者除也」と記し、織色（先染めされた色の異なる緯糸と経糸から織られた布地）が七色分、やはり染紙を上部に貼り、本紙の下部に経糸、緯糸の色名が掲載されている部分と、さらにそれに続けて、「縫殿式日新嘗祭青摺衫三百十二領之料山藍五十／四圍半也又飾抄等有藍摺製雖然不録山藍是／何者和名抄亦無山藍形状不可知也」の文章を載せ、次に「藍摺」の文字とともに山藍の形状を写したと思しき絵が貼りこまれている箇所を後世の増補としている。なお、この部分を載せるすべての写本で、織色七色の最後の「香色」については、経と緯の糸の色を入れ替えて織った布地の色として、⁽²¹⁾ここでも二種の色見本が付されている。

後藤は続けて、江馬務氏蔵本が織色七色に加えて「枇杷色」「棕實色」「胡桃色」の三色の色見本を描き、各色の色味を推測した「實ノ色ナルヘシ」「薄墨ニ青ミアル色」「此色イマタ註釈ヲ見ス／蓋胡桃子色ナルヘシ」の短文と、「彈正臺式 胡桃染囚獄司物部用之衫ニ同シカル／ヘシ／縫殿寮式胡桃／胡桃行幸供奉鷹飼用之／胡桃色（面香裏青）源氏物語

枕草子等所見⁽²²⁾」の文を記し、最後に「此一冊は享保の比、將軍家吹上の庭前にて染めこゝろみさせたまひ、其色を住吉何がしに命じ模させ玉ひしよし、彼家にふかく秘せしをうつしぬ。枇杷色已下の三しなは、予このころ住吉廣行をかたらひて、補ひ侍るといふ。／享和二年四月 松岡辰方」と、松岡の跋文が載せられていることを紹介している。⁽²³⁾

後藤は、晩年に至って計六七一点にのぼる室町から明治中期までの染織関係の文献を整理し解説を施した大著をまとめているが、同書刊行の段階では『縫殿式雑染』（七丁）、『黄櫨染考』（十六丁）、『式内染鑑』（十一丁）の表題を持つ写本を三点所蔵していた。

おそらく、前著『染料植物譜』刊行の後、『黄櫨染考』（杉浦三郎兵衛所蔵本⁽²⁴⁾）を入手し、さらにもう一点の写本『式内染鑑』も蔵書に加えたと思われる。こちらは「徳大寺家蔵」「藤原實堅」の印記から、堂上公家（清華家）徳大寺家の徳大寺實堅（一七九〇—一八五八）の旧蔵本であることが判るとしている。なお、同書には、山藍の絵の後に、「文化八年（一八一）十月に松岡辰方が住吉氏に請て模写した旨の奥書」が載せられており、後藤は、松岡という同一人物によりながら、『吹上染紙』（享和二年）と『式内染鑑』（文化八年）という記載内容の異なる跋文を持つ写本が存在することについて、「諸本照合の必要を痛感する。」と述べている。⁽²⁵⁾

註(11) (24) 両書による『式内染鑑』についての後藤の研究は、今日でも評価に耐えうるものと言えよう。しかし、数点の写本に拠って述べられた見解であること、さらに「坊間傳ふるものは染布なきため絵具を以て色目を表し、なかには如何はしきもの少なからず⁽²⁷⁾」と、染織研究者の立場からの写本に対する厳しい評価が述べられているが、諸写本の所蔵状況、あるいは記載内容の比較によって『式内染鑑』の流布について、さらなる考察を加えることが可能なのではなからうか。

三 『式内染鑑』の諸写本(一)

本稿の執筆に際して、すべてではないものの『国書総目録』に記された諸写本を直に閲覧する機会を得、また、インターネットによる探索機能が向上したことによって新たな写本の存在も明らかとなった。そこで、まずは各写本について、その記載内容を見ていきたいと思います。

ところで、現時点で最も来歴のはっきりした写本と考えられるのが国立国会図書館蔵の『延喜染鑑』⁽²⁸⁾である。そこで、まず同書の特徴について述べ、それと比べる形で諸写本に触れることとしたい。なお、その際に比較の観点として、下記の①から⑤の五項目を設定することとする⁽²⁹⁾。また、ア……雑染用度条のうちの共通する十九色の綾十六色、帛三色を挙げて用度を記していること、イ……「黄櫨」綾の「灰三斛」の数量に疑義を呈していること、ウ……「黄櫨染考」の文章が載せられていること、エ……「椽綾」についてその色調の説明が行われていること、

オ……綾を使用した染めについては一疋の四十分の一の料物を充てるところを記していることの五点は管見したすべての写本に共通して見られるため、各写本の説明の中では特に触れないこととする。

○写本A 『延喜染鑑』国立国会図書館蔵、所蔵番号八三〇―二三 縦二十七センチ、横十九センチ。十八丁⁽³⁰⁾

『延喜染鑑』の内題を持つ。染紙は、大きさおよそ縦六・五センチ、横四・三センチのものが本紙の上部に貼り込まれている(写真1)。なお、各色の掲載については、写本によって一丁の片面に染色一色分を充てたものと二色分を充てたものがあるが、本写本は前者である。

本写本ではまず染めの対象の布帛の数量がすべて「一疋」ではなく「一匹」と記されている(①)が、写本によっては『延喜式』の記載通りの「疋」字を使っているものもある。

また、本写本では十九色の中の「赤白椽」と「青白椽」が「式内染鑑

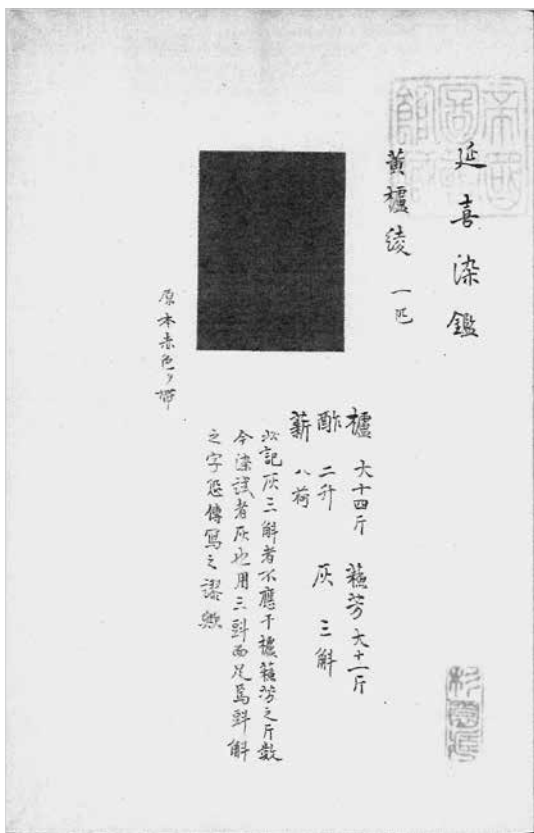


写真1 『延喜染鑑』一丁表
国立国会図書館蔵

日」と同じく「赤白椽」「青白椽」の順に記されている(②)が、写本によってこの二つの色名の記載順が入れ替わっているものが存在している。ただし項目ごとそっくり替わっているため、染紙や用度との齟齬は生じていない。

なお、復元十七色に続く七つの織色の記載(③)については、冒頭の色名は本写本では「萩」と記されているが、この部分を「萩経青」あるいは「萩之経青」と記す写本も見られる。これらについてその区別を記した故実書を見ると、『胡曹抄』では「萩(表蘇芳、裏青、秋)萩経青(経青、緯蘇芳、裏青、自六月至秋)⁽³¹⁾」、「女官飾抄」では「ハキノタテアラノヒトヘカサ子(ヌキスハウタテアラ/ウラアラシ)」「ハキノヒトヘカサ子(オモテスハウ/ウラアラシ)⁽³²⁾」と記し、いずれも経緯の色



写真2 『延喜染鑑』「藍摺」(山藍)

国立国会図書館蔵

を変えた織色を「萩経青」としている。なお、「萩之経青」の記述は見られない。

一方、『日本国語大辞典』の「萩」項では、「②襲(かさね)の色目の名。(中略)織色では経青、緯蘇芳の表で、裏は青とする。(以下略)」と記されている。長崎盛輝は「当時(平安時代)服飾に用いられた色彩には、裂を直に染め上げた「染色」と、先染の経糸と緯糸で織りあげた「織色」と、もう一つは、衣の表・裏の裂を重ねてあらわす「重色(重色目)」の三通りの色があり、それらにつけられた色彩名称は染・織・重の三つとも同じものや、いずれか二つが同じもの、一つだけのものがあって色名だけではそのどれを指すのか分からない。」と判別が難しい場合があると述べている。判断に苦しむところであるが、両故実書による限り、こ

の箇所は「萩経青」の記述の方が正しいように思われる。

さらに、織色七色の色名の掲載の後には、「藍摺」の文字とともに山藍の形状を写したと思しき絵が貼りこまれている(④)(写真2)。

続いて、「右式内染鑑者／享保大君於吹上御庭親監臨令染試給命／住吉某摸其色以令成一冊給辰方請需住吉／氏而摸寫之／文化八年十月 松岡清助辰方(花押)」(写真3)との跋文が記されている(⑤)がこれは後藤旧蔵の『式内染鑑』と同じである。³⁵⁾『国書総目録』に限らず、『式内染鑑』の著編者を松岡辰方と記す所蔵先が少なくないのは、複数の写本にこの記述があることによると言えよう。

なお、本写本を善本とするのは、「黄櫨」綾と「深緋綾」の染紙の左脇にそれぞれ「原本赤色ヲ帯」、「香色」の染紙の一つの左脇に「原本色濃」、「橡綾」の染紙の左脇に「原本青色ヲ帯」、「橡綾 一匹」の記載の下に「四位以上凶服色臈」と、小字で筆写元との色の比較を挙げて

いるのが他の写本には見られないこと。さらに松岡の跋文の次の丁に、「弘賢自筆にてもものしつる本によりなほ辰方か写さしめたる本を参照してみつからうつしおく 杉園すきむら」との国文・国史学者小杉楹邨(一八三四—一九〇二)による識語があり、写本の来歴が明確になっているためである。

「弘賢自筆」の記述については、織色七色の最後の「香色」の記載に続いて「寛政十年四月三日終寫功／屋代弘賢」との記載があり、これも他の写本には見られない特徴となっている。屋代弘賢(一七五八—一八四二)は幕臣で、搞保己一門下の国学者、有職家として、また五万点にも及ぶ蔵書不忍文庫を有した³⁶⁾ことでも知られている。

本写本には「杉園蔵」の印記³⁶⁾もあり、大正二年(一九一三)に帝室図書館が購入し、現在は小杉文庫の中の一点となっている。³⁷⁾

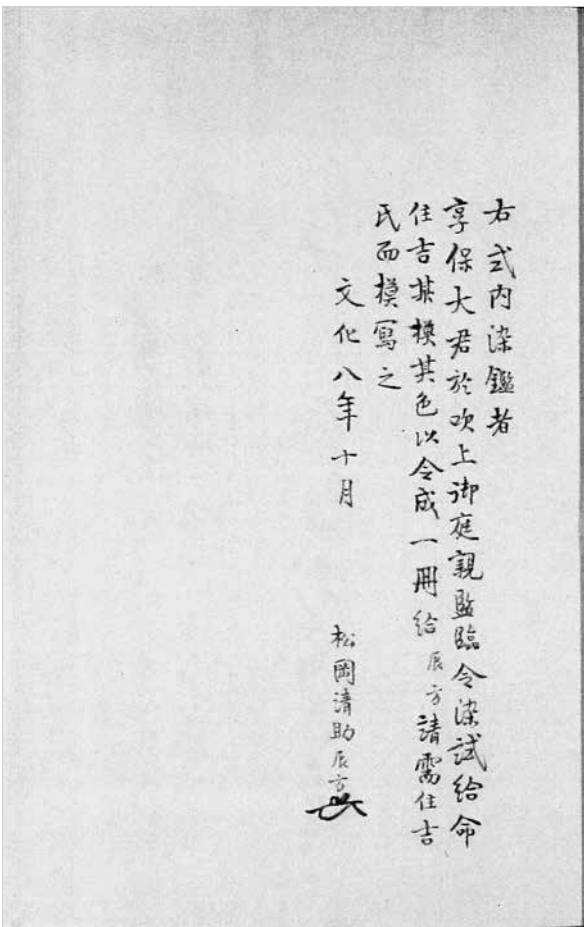


写真3 『延喜染鑑』跋文

国立国会図書館蔵

以下、『国書総目録』掲載の写本を挙げると、

○写本B 『延喜式内染鑑』 国立国会図書館蔵、所蔵番号二一〇・〇九八―E七四 縦十八センチ、横十三センチ。十六丁

一丁の片面にそれぞれ一色分を掲載している。染紙は縦横ともおよそ三センチの大きさである。④⑤については記載がない。

本写本には「徳大寺蔵」「藤公迪印」「浜雄蔵書」の印記があり、国会図書館の書誌情報には「弥富破摩雄旧蔵」と記されている。弥富（一八七八―一九四八）は国文学者で蔵書家としても知られており、「浜雄蔵書」はその蔵書印³⁸である。弥富の旧蔵書は、死後国立国会図書館にまとめて購入されている。弥富の蔵書には入手の経緯や読後の感想、批評が丹念に書き込まれていることが多い³⁹のことであるが、本写本には該当する記述は見えない。

また、「公迪」が徳大寺公迪（一七七―一八一）を指すとすると、本写本は堂上公家（清華家）徳大寺家の旧蔵書ということになるが、公迪は註（24）書に挙げられた徳大寺實堅の養父にあたる人物である。

○写本C 『式内染鑑』 国立国会図書館蔵、所蔵番号一三七―八二 縦二十四センチ、横十七センチ。十六丁

一丁の片面にそれぞれ一色分を記載している。染紙の大きさは縦横ともおよそ三センチの大きさである。④⑤については記載がない。

本写本に印記はないが、「東京図書館」のラベルが添付されていることから、同館から引き継がれて国立国会図書館の蔵書となったと考えられる⁴⁰。

○写本D 『式内染鑑』 静嘉堂文庫蔵、所蔵番号五三八―一七―二五―二四 縦二十三センチ、横十七センチ。十二丁

一丁の片面にそれぞれ二色分を記載している。現状では染紙は全く貼られていないが、本紙の各丁に燃れや皺がないことからすると、あるいは当初から染紙の貼付がなかった可能性も考えられる。③については、写本Aの「萩」の部分が経緯の糸の色のみ挙げられ、「萩」「萩之経青」とも色名の記載がない。④については、「藍摺」の文字の記載はあるが、山藍の絵は描かれていない。⑤については、文字の記載はあるが花押は書かれていない。

本写本には「伊藤文庫」「松井蔵書」の印記がある。前者の蔵書印主は不明であるが、後者は国語学者松井簡治（一八六三―一九四五）の蔵書印⁴¹である。

○写本E 『式内染鑑附官職原志』 東洋文庫蔵、所蔵番号XII―三―D―C 一四 縦二十四センチ、横十七センチ。『式内染鑑』部分は十丁

一丁の片面に色名二色分を記載している。染紙はおよそ縦横三センチの大きさであるがやや不揃いである。④については山藍の絵があり、それに関わる藍摺の文は写本Aと同様であるが、それに続けて⑤に代わって「文化十五年仲春写畢」と記されている。次の丁の表に二つ、裏に一つ染紙が貼られているが色名は記されていない。色調は、十九色の部分に貼られているものとは異なり、後出する写本J掲載の三色とも一致しないようである。

本写本は岩崎久弥（一八六五―一九五五）が収集した岩崎文庫の中の一点であり、「伴氏家印」「木村正辞図書」の印記を有する。前者は幕臣で国学者の伴直方（二七九〇―一八四二）、後者は国文学者木村正辞（一八二七―一九二三）の蔵書印⁴²である。

○写本F 『式内染鑑』 宮内庁書陵部蔵、所蔵番号二〇九―三六 縦二十七センチ、横二十センチ。十一丁

一丁の片面に二色分を記載している。染紙の大きさはおよそ縦三センチ横三・五センチである。④については山藍の絵があり、それに関わる藍摺の文は写本Aと同様である。⑤については文字部分の記載はあるが花押は書かれていない。

本写本は、明治二十二年（一八八九）に松岡辰方の孫で、やはり有職家として知られた明義（一八二六―一八九〇）によって松岡家から献納された「松岡本」の中の一点であるが、「松岡文庫」等の蔵書印は捺されていない。

○写本G 『式内染鑑』東京国立博物館蔵、所蔵番号〇三四―と五三〇四〕
縦二十七センチ、横一九・二センチ。十一丁

一丁の片面に二色分を記載している。本写本は染紙を貼ることをせず、本紙に枠線をひきその中を塗りつぶす体裁をとっている。④については山藍の絵があり、それに関わる藍摺の文は写本Aと同様である。⑤の記載はなく、十一丁の裏には筆写した人物によるものか、染色復元が必ずしも十全なものでないことを所感として述べた文章が朱字草書体で書かれている。

本写本には「徳川宗敬寄贈図書」の印が捺されている。徳川宗敬（一八九七―一九八九）は水戸徳川家の出身で、一橋徳川家を嗣いでいる。昭和十八年（一九四三）に東京国立博物館に一橋家の蔵書のうちの五万冊の写本・版本を寄贈しており、本書はその中の一点である。

○写本H 『画彩啓蒙』（扉裏に『式内染鑑』）京都大学文学研究科図書館蔵、所蔵番号Wh―二 縦二十五センチ、横十七センチ。十八丁

本写本は書き題箋及び版心題に『画彩啓蒙』とあるが、一丁の裏に「式内染鑑」と記されており、記載内容は他の写本と同一である。

一丁の片面に一色分を記載している。染紙の大きさはおよそ縦五セン

チ横四・五センチである。④⑤については記載がなく、最後の丁に「為泉原孝齋先生 宮本君山政瓊染」とあり、それもあつて所蔵館の書誌情報には宮本君山編としている。宮本（？―一八二七）は大坂で活躍した絵師⁽⁴³⁾で、『漢画独稽古』（文化四年）の著書を残している。一方、泉原孝齋の伝記は現時点では不明である。

○写本I 『式内染鑑』筑波大学図書館蔵、所蔵番号ム二五―三七六〕縦二十四・二センチ、横十六・四センチ。十一丁

一丁の片面に二色分を記載している。染紙の大きさはおよそ縦二センチ横一・八センチである。④については山藍の絵があり、それに関わる藍摺の文は写本Aと同様である。⑤については文字のほか花押も書かれているが、筆勢が弱く筆写元を見てなぞったという印象を受ける。印記等は見えない。

○写本J 『式内染鑑』東京大学史料編纂所蔵、所蔵番号近藤重蔵関係資料―四―八二 縦十八・五センチ、横十四・七センチ。十二丁

一丁の片面に二色分を記載している。⁽⁴⁵⁾色見本部分については染紙ではなく本紙に直に着色しているが、枠線を引いてから中を塗る行程をとっていないため仕上がりは必ずしも良好ではない。その大きさはおよそ縦二・三センチ横三・二センチである。④については山藍の絵があり、それに関わる藍摺の文は写本Aと同様である。⑤については記載がないが、註（II）書掲載の江馬本と同じように「枇杷色」「椋實色」「胡桃色」三色の色見本を描き、同文の説明を述べている。ただし享和二年（一八〇二）の年紀などは跋文に記されていない。

本写本は、江戸後期の幕臣近藤重蔵（守重）（一七七―一八二九）の著述稿本などからなる近藤重蔵関係文書（重要文化財）の中の一点であり、共紙表紙をこよりで綴じた簡単な装丁となっている。

近藤重蔵は文化五年（二八〇八）から十一年間書物奉行の職にあり、市島春城は「彼れは、家康以来の幕府の蔵書、即ち其の多くは紅葉山文庫に納まって居るものを、精細に調査し、其の来歴や考證やらを記して書物の臺帳を作り、（中略）徳川氏の蔵書の世間に知れたのは、全く此人の調査の結果であつて、其の功、小にあらざらぬ」と評している⁽⁴⁶⁾。しかし、本写本の形態を見る限り、公の事業としてこれが作られたとは考えがたく、近藤重蔵関係文書の分析を行った山口静子も本書を「尚古的蒐集品」の項に分類している⁽⁴⁷⁾。

なお、東京大学史料編纂所には徳大寺家から昭和二十九年（一九五四）に購入した徳大寺家本が納められており、その中に本写本とは別に『延喜式内染鑑』「徳大寺家本一五―四七」一点があつたようであるが、現在は所在不明となつている。同書と**写本B**との関係は明らかではない。

○**写本K** 『式内染鑑』大阪府立中之島図書館蔵、所蔵番号七七八―二六）
縦二十七センチ、横十九センチ。十一丁

後藤が自身の著作の中で参照した写本である。一丁の片面に二色分を記載している。染紙の大きさはおよそ縦三・二センチ横三・四センチである。④については山藍の絵があり、それに関わる藍摺の文は**写本A**と同様である。⑤については記載がない。

本写本の見返しには「初代豊田文三郎氏遺書」印とともに明治三十八年の大阪図書館の受け入れ印が捺されている。豊田（二八五三―一九六）は大阪府会議員や衆議院議員を務めた政治家であるが、大阪図書館（大阪府立中之島図書館の前身）草創期からの熱心な後援者であり、その死後、近世文芸書を中心として二千五百冊を超える蔵書が寄贈されている⁽⁴⁸⁾。

一方、一丁の表には「朽木文庫」の印記があり、本写本が朽木綱泰（二七六九―一八五二）の旧蔵書であつたことが確認できる。朽木は幕

臣で、蔵書家として知られる一方蔵書を公開し毎月二回の集會を催したが、その会には松岡辰方も加わつていた⁽⁴⁹⁾。

○**写本L** 『延喜式内染鑑』岩瀬文庫蔵、所蔵番号一四八―六四）縦二十二・八センチ、横十五・九センチ。九丁

『延喜縫殿寮式』の内題を持つ。一丁の片面に二色分を記載している。染紙の大きさはおよそ縦横三センチである。④⑤については記載がない。なお、本写本には四周に墨刷の枠をまわした用箋が使用されている。一丁の表には「習忘齋家蔵印」の印記があるが、習忘齋は森川竹窓（二七六三―一八三〇）の号である⁽⁵⁰⁾。森川は書家・篆刻家で、松平定信の『集古十種』の編纂にも参画している⁽⁵¹⁾。

○**写本M** 『式内染鑑』蓬左文庫蔵、所蔵番号一三一―四九）縦二十七・二センチ、横十九・一センチ。九丁

一丁の片面に二色分を記載している。しかし、他の写本と異なり、各色の染紙の貼り付けと文字の記載が上下二段になされている。染紙の大きさはおよそ縦横三センチである。④⑤については記載がない。本写本には「五味末吉氏寄贈」の注記がある。蓬左文庫によると同文庫が開館した昭和十年（一九三五）前後に同家から寄贈を受けたが、必ずしもまとまった点数として入つたものではないとのことである。

○**写本N** 『式内染鑑』慶応義塾大学図書館蔵、所蔵番号二二五―一五一―八）縦二十七センチ、横二十センチ。十一丁

一丁の片面に二色分を記載している。染紙の大きさはおよそ縦二センチ、横一・八センチであるが、必ずしもきれいな矩形にはなっていない。④については山藍の絵があり、それに関わる藍摺の文は**写本A**と同様である。⑤については文字のほか花押も書かれているが、筆写元を見て簡

略に写したという印象を受ける。本写本には「幸田成友」の印が捺されており、幸田成友（一八七三—一九五四）の旧蔵書幸田文庫の中の一点である。

○写本O〔『式内染鑑』国立公文書館蔵、所蔵番号一四七—〇四四九〕縦二十七センチ、横二十センチ。十一丁

一丁の片面に二色分を記載している。染紙の大きさはおよそ縦二・四センチ横三・二センチである。④については山藍の絵があり、それに関わる藍摺の文は写本Aと同様である。⑤については文字部分の記載はあ
るが花押は書かれていない。

本写本には「甘露寺蔵書」の印記⁽⁵³⁾があり、藤原北家勧修寺流の嫡流で名家の資格を有する甘露寺家から内閣文庫に入ったものであることが確認できる。

○写本P〔『式内染鑑』龍谷大学図書館蔵、所蔵番号五二八・六一五六—W〕縦二十七センチ、横二十センチ。十丁

一丁の片面に二色分を記載している。ただし、同写本は虫損等によるいたみがひどく染紙もほとんどが剥がれ失われている。④⑤については記載がない。

本写本には「写字台之蔵書」の印記があり、写字台文庫の一点であったことが確認できる。同文庫は本願寺歴代宗主が収集・伝持してきた三万冊にも及ぶ書籍の総称で、明治二五年（一八九二）と三十七年（一九〇四）の二回に分けて龍谷大学へ寄贈されている。⁽⁵⁴⁾

以上が『国書総目録』に記載された写本であるが、そのほかに新たな写本として次の二点が確認できた。

○写本Q〔『式内染鑑』お茶の水女子大学蔵、所蔵番号七五三—Ma八六〕縦二十六・五センチ、横十八センチ。十一丁

一丁の片面に二色分を記載している。染紙は一回り大きい紙に枠線を引きその中に色を塗ったものを本紙に張り込んでいる。染められた部分の大きさはおよそ縦三センチ横三・五センチである。貼った紙の上に本文の文字がかかっているため、染紙を貼った後に筆写が行われたようである。④については山藍の絵があり、それに関わる藍摺の文は写本Aと同様である。⑤については記載がない。

本写本の題箋には「稱意館蔵本」とあるが、その文字は国立国会図書館蔵の『周禮』〔所蔵番号WA二—一七〕の題箋に記された「稱意館蔵本」と字体がよく似ており、同書に捺された「吉家氏蔵」の印は、東京国立博物館蔵の『讀素問鈔』〔所蔵番号〇五二—四—一〕に捺されたものと同一である。『讀素問鈔』にはまた「稱意館蔵書記」の印記があるが、「吉家氏蔵」「稱意館蔵書記」とも代々意安を称し徳川將軍家の近習医師を勤めた吉田家のものである。⁽⁵⁵⁾一方、一丁の表に「落合氏圖書記」の印記があるが、こちらは国学者で皇典講究所の講師も務めた落合直澄（一八四〇—一九二）のものである。⁽⁵⁶⁾なお、本写本は平成元年にお茶の水女子大学の所蔵となっている。

○写本R〔『式内染鑑』東京大学総合図書館蔵、所蔵番号A九〇—一九一七—三〕縦二十六・五センチ、横十八センチ。十一丁

本写本は、末尾の「此式内染鑑……」で始まる草書体の文章が字配りまで含めて完全に写本Gと同一であることから、同写本を忠実に謄写したものと考えられる。ただし、染紙、山藍の絵とも墨線で枠を示しているものの別紙が貼りこまれた形跡は見られない。本写本の第一丁の表には「川崎千虎圖書之記」「佐度萩埜之圖書記」の印記があるが、前者は東京美術学校教授を務めた日本画家で、有職故実にも通じた川崎千虎

表2 諸写本の特徴

写本	①	②赤白椽・青白椽	③織色の記載	④山藍の描画	⑤松岡辰方跋文
A	匹	赤白椽を先に記載	萩	記載あり	記載あり
D	匹	赤白椽を先に記載	記載なし	文字のみ	記載あり(花押なし)
I	匹	赤白椽を先に記載	萩	記載あり	記載あり
N	匹	青白椽を先に記載	萩	記載あり	記載あり
F	匹	赤白椽を先に記載	萩経青	記載あり	記載あり(花押なし)
O	匹	赤白椽を先に記載	萩経青	記載あり	記載あり(花押なし)
E	匹	赤白椽を先に記載	萩経青	記載あり	記載なし
G	匹	赤白椽を先に記載	萩経青	記載あり	記載なし
J	匹	赤白椽を先に記載	萩経青	記載あり	記載なし
K	匹	赤白椽を先に記載	萩経青	記載あり	記載なし
Q	匹	赤白椽を先に記載	萩経青	記載あり	記載なし
R	匹	赤白椽を先に記載	萩経青	記載あり	記載なし
B	疋	青白椽を先に記載	萩之経青	記載なし	記載なし
C	疋	青白椽を先に記載	萩之経青	記載なし	記載なし
H	疋	青白椽を先に記載	萩之経青	記載なし	記載なし
L	疋	青白椽を先に記載	萩之経青	記載なし	記載なし
M	疋	青白椽を先に記載	萩之経青	記載なし	記載なし
P	疋	青白椽を先に記載	萩之経青	記載なし	記載なし
S	疋	青白椽を先に記載	萩之経青	記載なし	記載なし
T	疋	赤白椽を先に記載	記載なし	記載なし	記載なし
U	疋	赤白椽を先に記載	記載なし	記載なし	記載なし

※ 項目中の囲み数字は、本文の写本 A の説明文中の番号に対応している。

(一八三六一―一九〇二)の、後者は東京帝国大学教授で国語・国史学に業績を挙げた萩野由之(一八六〇―一九二四)のものである。⁽⁵⁸⁾ 本写本は寛保から明治に到る種々の写本、版本を集成した十三冊からなる『和算別輯』の一部をなすものであるが、同書の来歴は不明である。最終的には萩野由之の元から現所蔵館に入り、「萩野本」中の一点となっている。

以上が現時点で把握している『式内染鑑』の写本であるが、『国書総目録』記載の神宮文庫、無窮会所蔵本については未見である。

四 『式内染鑑』の諸写本(二)

ところで、『国書総目録』には『式内染鑑』系統の書名ではないものの、表題が相通するものとして、延喜縫殿寮式雑染顔色一冊【分類】染織【写本】宮書・東北大「狩野」の書目が載せられている。両書を一覧した結果、横中本と判型は異なるものの、『式内染鑑』と異名同本と言ってもよい内容のものであることが判明した。そこでこの両書についても述べたいと思う。

○写本S 『延喜縫殿寮式雑染顔色』宮内庁書陵部蔵、所蔵番号二六六一六〇四〕縦十四・五センチ、横二十センチ。八丁

横長の判型であることから、大方の丁は一丁の片面に三色分の物品名と数量が記されている。染紙の大きさはおよそ縦横三センチである。④⑤については記載がない。

本写本には「鷹司蔵書記」の印記があり、五撰家の一つ鷹司家から明治天皇に献上された「鷹司本」の中の一点である。本写本の特徴は、「黄櫨染考」の文の後にやや小字で「經亮云／支物記原二儀實録唐武徳初用隋／制天子常黄袍及衫後漸用赤黄遂／禁止士庶不得服其夷唐神堯始也／後曰赭黄王建宮詞曰日色赭黄相似／謂赤黄也今俗又以天子常服浅黄為／赭黄也」と記されていることである。「經亮」は、京都の梅宮（梅宮大社）の神宮で宮中に出仕して非藏人を兼務した有職家橋本經亮（二七五五―一八〇五）⁶⁰と考えられている。

○写本T 『延喜縫殿寮式雑染顔色』東北大学附属図書館蔵、所蔵番号一六七八五―一〕縦十三センチ、横十九センチ。七丁

横長の判型であること、当初より染紙を貼りこむことを想定せず判面全体に文字を書き入れていることもあって、色名、物品名、数量が丁の体裁を気にせず詰めて記載されている。③以降の他の写本に見える記載はなく、代わりに「原在中云或僧傳木蘭色／如此圖／黄木蘭 赭石 硫黄／赤木蘭 赭石 朱／黒木蘭 赭石 墨」と書かれている。赭石は赤色の鉱物性顔料で、それに硫黄、朱、墨を加えることで三種の色調となることを述べたものと思われる。他の写本には鉱物性の顔料は全く挙げられていないので、異質な記述と言えようが、「椽綾」についての文の中で、「木蘭黄椽也」と記しているのでもそれに対応して書かれたとも考えられる。ただし、「黄椽」は椽（櫟の実）の煎汁とは灰汁によって染め、通常は鉱物洗顔料を使うことはない。

本写本は、表紙の裏に「此書逸著作者名卷末有原／在中之名或其所撰歟原本載／色圖今略之／三二、三、六 亨記」とあること、一丁の表に「狩野氏圖書記」「新井泰治氏ノ寄附金ヲ以テ購入セル文学博士狩野亨吉氏舊蔵書」の印記があることから明らかのように、狩野亨吉（一八六五―一九四二）の筆写・旧蔵本で、筆写元には染紙の添付か本紙への着色があったようである。狩野の文中に見える原在中（二七五〇―一八三七）は原派の祖となる絵師として知られた人物である。博覧強記で知られた狩野であるが、本写本の筆写元である『延喜縫殿寮式雑染顔色』が、『式内染鑑』の異名同本であることには気づいていなかったようである。

なお、以上の二点の他、さらに同系統のものとして次の写本の存在も明らかとなった。

○写本U 『延喜縫殿寮式雑染色』国立国会図書館蔵、七五三・二一To三三九e―N〕縦十五センチ、横二十二センチ。二十三丁

染紙の大きさはおよそ縦五・五センチ横一・八センチである。③④⑤については記載がない。書き題箋で「延喜式雑染〇色」（〇は擦れて読みづらいが「試」字と思われる。）とあり、内題を「延喜縫殿寮式雑染色」とする。所蔵館の書誌情報では、藤原貞幹著、中島春臣補、文化十五年（一八一八）、中島春臣写とする。これは、内題の後に「已下墨書者藤叔蔵貞幹／取書記則染試之者也／朱書者予取見延喜式以其／他諸書加筆之者也」、二十三丁の表に「寛政六年甲寅夏日摸染／藤原貞幹」、二十三丁の裏に「文化十五年戊寅春日以阿菰大宮司／惟馨從京師所携婦之本令衛藤良／行門人杉谷某摸染之了／中島春臣」と記することによる。中島の花押のほか「広足印章」の印記があるが、広足は春臣の別名である。本写本は十九色の各色の綾・帛の記載のあとに、延喜式に掲載されたそのほかの布や糸の用途、さらに系統を同じくする十九色以外の色の用

度を朱字でもれなく記載している。『延喜式』以外にも、『源氏物語』若菜下、『飾抄』、衣服令等の一部も引いているが、こちらは必ずしも多い分量ではない。

藤原貞幹（藤貞幹）（二七三二―一九七）は、京都出身の国学者、有職家である。中島春臣（二七九二―一八六四）は熊本出身の国学者で、和歌をよくした人物である。なお、宇土市デジタルミュージアム⁽⁶¹⁾には、細川藩御用絵師衛藤良行の弟子で同じく御用絵師の杉谷行直（二七九〇―一八四五）が紹介されており、杉谷某は彼を指す可能性が高いと言えよう。

本写本にも「浜雄蔵書」の印記があることから、写本Bと同じく弥富破摩雄の旧蔵書である⁽⁶²⁾。

以上これまで挙げた二十一点の写本を、提示した五つの観点によって記述内容の類似したものを並べる形で整理したのが表2である。それによると、若干の例外はあるものの、書名および判型が異なる写本STUを除く十八点については①②④項の記載がほぼ連動しており、全体を大きく2つの系統に分けることができそうである。しかし、来歴が明らかでない写本も少なくないため、現時点で筆写の先後関係を論じることが難しい。

ところで、写本Aで織色七色の後に屋代弘賢の識語が載せられているのは、小杉楳邨が見た屋代の自筆本がこの部分で終わっていたことによると考えてよいだろう。屋代が『式内染鑑』を所蔵していたことは、彼の蔵書不忍文庫の目録からも確認することができる⁽⁶³⁾。

また、小杉が見た「辰方か写さしめたる本」が松岡家旧蔵の写本Fであったか否かは不明である。しかし、写本Aにある花押が写本Fにはないことからすると、その可能性は低いように思われる。

一方、写本A等に見える松岡の奥書では文化八年に「住吉某」の所蔵

本を筆写したとあるが、この人物が誰なのかを文中から窺うことはできない。これに関して、猪熊兼樹氏⁽⁶⁴⁾は、徳川吉宗が『式内染鑑』の彩色図を住吉広守に製作させたとしている。広守（二七〇五―一七七七）は住吉具慶の孫で住吉家第四代、御用絵師ながら画名は必ずしも高くなかったとの評価がある一方、有職に通じていたとする説もある⁽⁶⁵⁾。

広守の後を継いだのが広行（二七五四―一八一二）⁽⁶⁷⁾で、彼は松平定信（二七五九―一八二九）の命により屋代弘賢や柴野栗山らと山城、大和の古社寺の宝物調査にあたり、寛政四年（二七九二）に『寺社宝物展覧目録』をまとめている⁽⁶⁸⁾。

註（11）書で後藤が挙げた『吹上染紙』の跋文には松岡と住吉広行との交遊が書かれているので、文化八年の跋文の「住吉某」も広行（広行が同年に没している）、あるいはその子広尚か。を指すと考えてよからう。では、松岡はなぜ一度享和二年に筆写した『式内染鑑』を再び十年後の文化八年に写したのであろうか。すでに後藤によって呈示されている疑問であるが、これについて明確な解答を述べることは難しい。

しかし、ここで考えておかなければならないことは、写本の『式内染鑑』が一種の色見本帳の体裁をとる書物ということである。『式内染鑑』の原本には染色した布帛が貼りこまれていたことは前述の通りであるが、筆写して新たな写本を作る場合に、同じ布片を用意することは染色の行程を再現しない限り困難であり、それゆえ染紙の貼り付け、あるいは絵具による本紙への着色という体裁がとられることとなったのであろう。

そして、この染紙についてより正確な色調の複写を求めるとすれば、そこに絵師が果たす役目が生じることになったのではなからうか。写本Uにおける杉谷某の存在もそれにあたると言える。写本Aで、小杉楳邨が染紙についてわざわざ筆写元との色の相違を記しているのも、色調の違いを明示しておくことが必要と考えたためであろう。

一方、絵師の立場からすると、たとえば歴史的な題材について有職故

実を踏まえた描画を行う際には正確な色の把握が必要であり、流布している『式内染鑑』において雑染用度条の十九色以外に織色七色、あるいは胡桃等三色が増補されたもののような要請に基づくものだったと考えられる。『式内染鑑』写本の作成について、住吉氏等の絵師の介在が窺えるものはあっても、染殿での染色の中心であった後藤氏（呉服後藤）が関わった形跡を示すものは残されていない。むしろ「後藤文書」の「染鑑本色 星」で、「一、黄櫨 今の黄から茶に少黒みある色なり。／＼、黄丹 今の紅染の年を徑て少し白らけたる色に少黄はみあるものなり」等、色調を苦労して文字で表現しようとしていることは、同家が容易に色見本を提示できないことの一つのあらわれと言えよう。

ところで、『式内染鑑』については、これまで挙げた写本の印記や年次の明らかな書き込みから考えると、筆写は寛政期以降になされたものが大方を占めると考えてよさそうである。註(11)書に記された享和二年の松岡の跋文では「彼家（住吉家）にふかく秘せしをうつしぬ。」とあるが、写本A等の文化八年の跋文ではこれに対応する文言は書かれていない。これも『式内染鑑』写本の広まりを想起させるのである。

一方、屋代弘賢と松岡辰方は同じ塙保己一門下として親しい関係にあり、また、写本Lの旧蔵者森川竹窓は『集古十種』の編纂を通じて屋代との交流が考えられる。また、森川と写本Sに名が挙がっている橋本経亮は上田秋成の共通の友人であった。さらに、藤貞幹が自説を本居宣長ら国学者から攻撃を受けた際に、上田秋成が擁護に回った逸話もよく知られている。

以上の様子を見ていくと寛政期以降の『式内染鑑』写本の流布には有職故実に関心を持つ国学者たちのつながりが背景に存在したとも考えられるのである。表智之氏は寛政以降を「学問領域の枠を越え、また細かな学派の枠も越え、結社的な閉じた空間でなく、むしろサロンのような空間で様々な考証作業を行う人々が急速に増えていた。」とし、その中枢を

担う人物の一人として屋代の名を挙げている。⁽¹⁰⁾これを敷衍すれば、こと『式内染鑑』の流布について考えた場合、その中心となった人物として松岡辰方が想定できるのではなからうか。

しかし、各写本に貼られた染紙は、織色七色（八片）については経糸と横糸による織の雰囲気を出すために縦横の細かい縞を書き込むという共通点を持つものの、大きさや形には違いがあり、切り貼りにも精粗が見られる。また、写本Lのように枠線を摺った用紙が使われたもの、写本Mのように上下二段に染紙が貼られたものなど諸本の体裁はまちまちであり、写本の作成がまとまって行われたのではなく、順次なされたといったことを窺わせている。

一方、当時の社会状況を振り返ってみると、寛政二年（二七九〇）には天明八年（二七八八）の大火で焼亡した内裏が往古に倣って規模を大きくして再建され、それには宝曆事件によって蟄居していた裏松固禪（二七三六—一八〇四）の研究が大いに役立ったと言われている。また、文政七年（一八二四）には光格上皇による修学院御幸が盛大に催され、これについて猪熊兼樹氏は「御幸に従う諸臣が着用する狩衣は宮廷の美意識が満ち溢れたものとなり、この御幸は当時の有職の優れた成果の一つとして語り継がれた。」としている。⁽¹¹⁾このような状況を背景に、往古の染色への有職故実的関心の高まりがあったことも背景として考えられよう。

しかし、その一方で流布した『式内染鑑』の記載内容を見ると、「後藤文書」の「式内染鑑 日」に掲載された大分な実証的部分は筆写されず、雑染用度条の本文転載以外の染色に関する考証部分は、前記したように五カ所のわずかな分量にすぎない。

また、④の文中で「和名抄亦無山藍形状不可知也」とあるものの、この文を載せた複数の写本に描かれている山藍の絵も、今日、その葉を藍染めの染料としたとされるトウダイグサ科の多年草「山藍」とはかなり

形状を異にしている。

以上のような状況もあつてか、明治に入って田中尚房（二八三九—九二）によってまとめられた「わが国最初の服飾史」『歴世服飾考』巻八（服色之部⁽⁷³⁾）では、七十点にのぼる引用図書の中に『式内染鑑』は取りあげられていないのである。

五 『染色法』とその記述内容

本稿冒頭に述べた徳川吉宗が行わせた古武器の調査は、御実紀に「萬機の御暇には。古き武器を廣く御搜索あり。諸國寺社の什物まで。あまた召て御覽せられ。木様にうつされ、あるは紙にもうつしなどして御考の料に備へられぬ。（中略）をのくの家傳の戎器を進覽し。（中略）大和法隆寺などよりも。什物を進らせて台覽にそなふ。これら皆其製を

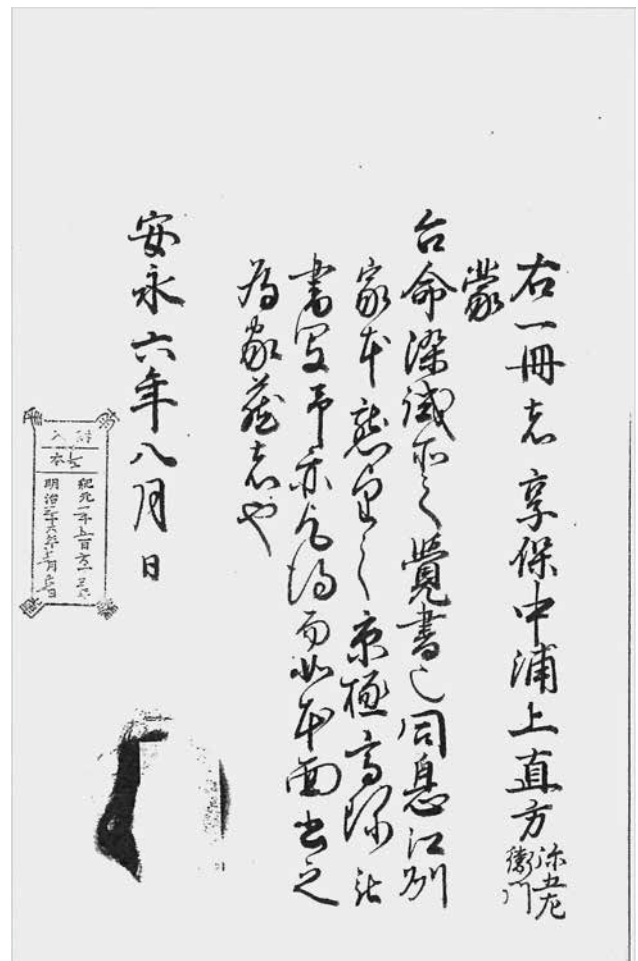


写真4 『染色法』奥付

東京大学総合図書館蔵

寫し。造作の本とせられしとぞ。」（附録卷十二）とあるように、所蔵元の実物にあたって模造品を作り、あるいは図化するという極めて実際的な作業を伴ったものであった様子が窺える。

雑染用度条の染色復元についても、御実紀には染殿の作業内容について、「その中に茜染は。むかし山城国山科の里にてもはら染けるが。いっしか茜草の製法を失ひて。此頃は蘇芳もて染しを茜染と名付世にひさぐこと、はなりぬ。然るにまことの茜染はいかなる風雨霜霧に逢といへども色かはらず。蘇芳にて染るも打みたる處に劣らずといへども。年をふるか風雨霜霧にあへば。色かならず變ずといへり。さればむかしより武器には多く茜染を用ひしなり。これも染工等に命ぜられて志は志はこ、ろみられけれど御旨に應ぜず。其後貝原好古（黒田右衛門佐綱政治家）が志るしたる農業全書の中にその染法をくはしくのせければ。これ

によりさらに御考どもあり。はたして古製のごとく染出しければ盛慮にかなひ。永寿丸といへる御船の記号旗をもそめて試らるゝに。年をへて風雨にあへども色かはらざりければ、後は布帛はさらなり。矢羽竹などまでもそめられける。(附録卷十七)」と記されており、『農業全書』(卷六三草之類、茜根、第六)に記された知見を試みたり、その成果に基づき実際に官船の船印を染めさせてその褪色の様子を調べさせるなど、やはり単なる好事的な関心にとどまらず、実利的な面を有するものであったと言えよう。

この状況は「後藤文書」の三点の文書からも窺えるが、これらは序文、跋文を有する編纂物という性格上、ややあらたまった記述にまとめられており、むしろ御実紀の記述の方により具体性が感じられるのである。

そうしたところ、『式内染鑑』写本探索を進めている過程で、東京大学総合図書館に『染色法』〔所蔵番号 三〇一五四、縦二七・四センチ横一九・二センチ、二七丁〕という表題の写本が所蔵されていることを知った。同書は、徳川頼倫(一八七二—一九二五)が設立した南葵文庫の旧蔵書で、関東大震災の後、火災で全焼した東京帝国大学図書館復興のため南葵文庫が一括寄贈された中の一冊である。

その奥付(写真4)には「右一冊者享保中浦上直方(弥五左衛門)／蒙／台命染試所覚書也同息江州／家本懇望之京極高鉢被／書写予亦乞得而如本面書之為家藏者也／安永六年八月日」とあり、本書が浦上直方による染色復元の作業の覚書を安永六年(一七七七)に写したものであることが記されている。⁽⁷⁴⁾

残念ながら「予」と記された筆写を行った人物については、本写本の中にそれを窺わせる記述はない。そもそも、いかなる理由によるものかは不明であるが、本書は巻首と巻末に捺されていた2か所の印記を一度墨で抹消し、さらにその部分を本紙から切り取り補紙で埋めるという加工が施されているため、南葵文庫に入る以前の伝来については不明となっ

ている。

その点では、本書は取り扱うには注意を要する書物と言えようが、注目すべきは染殿で行われたであろう作業の様子を窺わせる詳細な記録となっていることである。

本書の冒頭では「率」としてまず「唐一升 今當四合一勺八撮四四」と記し、続けて、大一斤、小一斤、藍一圍、藁一圍等基本となる単位の今量が三丁にわたって記されている。この部分は、「式内染鑑 日」の「令式度量辯」の記載に対応している。それに続けて復元した染色の作業の状況が載せられているが、覚書という性格もあつてか、「騎射胴着」「羅紗御陣羽織」「金巾無袖羽織」といった出来上がりの衣服の名称を挙げて用度の検討を行っている箇所もあれば、「青白椽」という雑染用度条の記載の色についての作業の様子を述べる箇所もあるなど、記載方法は必ずしも統一されたものではない。興味深いのは、衣服の名称は江戸期の物で、必ずしも古例の服制にこだわったものではないことである。

記述について、「二青白椽乃法尔て大谷木綿一端染る」とした部分を一例として挙げると、「染之遍数／苜安二遍(灰一遍)／苜安三遍(灰一遍)／苜安三遍(灰一遍)／紫根三遍一遍ツツ丹灰一遍／都合苜安七遍紫根三遍灰六遍／右者長一丈廣二尺の染槽尔て染る者也」と、染の回数と用いる容器の大きさが挙げられている。

また、「二青白椽(地綸子 長さ一尺一寸廣一尺八寸／式内の綾一疋乃四十分一割なり)とある箇所は、綸子を綾に見立てて染を行ったものであるが、「四十分一割」は『式内染鑑』『式内染鑑 日』の記述内容と一致している。

さらに、文中に「式内、茜染の染の名見えず。浅緋と云もの茜斗を用由る故、茜染奈り」と記されているが、雑染用度条の「浅緋」の部分には茜、米、灰、薪の四品が挙げられているものの、米は米酢として媒染剤に用いるものなので、染料としてはたしかに茜のみということになる。

この部分の記述も、御実紀の茜染のくだりと照応していると言えよう。さらに、本写本には二点の挿絵も描かれているが、そのうちの一つ写真5は永寿丸の船印であり、これも先述の御実紀の記事に対応したものである。

「後藤文書」では「茜染記 月」と茜染を他の染色と分けて独立した文書としていることも、『染色法』中に茜染に多くの分量を割いて記述していることと合致しており、前述した宝暦十年の徳川実紀の記事にも「茜草をもて布帛あまた染させ給ふ」と特に茜染を挙げていることは注目できよう。

なお、本書中には各々の染を行った日時を記した箇所が五か所あるが、いずれも享保二十年としており、吉宗が命じた事業が複数年にわたるものであったことを考えると、あるいは本書は浦上の覚書の一部である可能性も考えられるのである。



写真5 『染色法』挿絵

東京大学総合図書館蔵

ところで、本書に続いて九州大学附属図書館に『古代染衣法』（所蔵番号七五三〇一、縦二五・五センチ横一九・一センチ）という写本が所蔵されていることが判明した。同書は、『染色法』の異名同本であり、奥付に至るまで、字配りまで含めてかなり忠実に筆写されており、巻末の記述から安政六年（一八五九）に橋爪正澄によって写されたものであることが明らかとなっている。

同書には、福岡図書館、廣瀬文庫、江藤文庫の蔵書印が捺されている。私立福岡図書館は神官廣瀬玄銀を館長とし、その死によって閉館後、蔵書の一部約一万冊が九州大学に寄託され、それが後に廣瀬文庫となった。廣瀬文庫には、福岡図書館を支えた江藤正澄（一八三六—一九一〇）の旧蔵書も含まれており、本書の江藤文庫の印はそのことによる⁽⁷⁵⁾。

江藤は秋月藩士で、国学者として、また、明治以降は九州地方の考古

学研究でも知られるが、一時橋爪姓によって筆写を行っていたようで、本書も江藤自身の手によるものと思われる。⁽⁷⁶⁾

なお、同館に所蔵されている橋爪正澄による写本は、いずれも安政四年（一八五七）から万延二年（一八六一）の間に写され、筆写元が明記されたものは筑前国夜須郡（福岡県筑前町）の神官で国学者の松木俊章（一八〇四—一八四八）の旧蔵本がほとんどを占めている。『古代染衣法』の筆写元について同書には何も記されていないが、松木俊章蔵書である可能性はかなり高いと考えられる。

松木俊章は家塾を開くかたわら蔵書家としても知られるが、九州大学附属図書館の「後鳥羽院宸記」〔所蔵番号六一一—フ—三〕は坂田諸近（諸遠）（二八一〇—一八九七）の蔵書を松木が筆写し、さらにそれを橋爪（江藤）が写したものである。

坂田は秋月藩士で、江藤はその門下であった。坂田も蔵書家として知られており、その旧蔵書の一部は南葵文庫に入り、現在は東京大学総合図書館蔵となっている。坂田はまた、松岡辰方の門下でもあった。⁽⁷⁷⁾

印記によると、南葵文庫が『染色法』を購入したのは同文庫が開館した翌年の明治三十六年（一九〇三）十二月二十一日のことであるが、同文庫は同日に「坂田文庫」の印のある『柔皮染法』（内容は革製品の染めの技法について述べた書物）という写本も購入している。明治四十一年に刊行された『南葵文庫蔵書目録』⁽⁷⁸⁾によると、両書とも書誌情報については単に「寫」（写本）とのみ記載されているため確言することはできないが、南葵文庫での所蔵番号が連番となっていることや、類書であることからすると、『染色法』もまた、坂田文庫の旧蔵であった可能性が考えられそうである。⁽⁷⁹⁾ そうであるとするれば、『染色法』もまた、松岡辰方に近いところに存在していたと言えるのではなからうか。

まとめにかえて

『式内染鑑』の写本の旧蔵者を一覧すると、公家、武家、宗門の長、絵師、国学者と多方面にわたっており、江戸時代中期以降、延喜式記載の染色に対して高い関心が持たれていた様子を窺うことができる。

実は、『式内染鑑』については未確認ながらこれまで挙げてきた写本とは別な所蔵情報もあり、⁽⁸⁰⁾ また、古書として市場に出ることもあるようである。

一方、『染色法』については、その筆写年次は安永六年と『式内染鑑』に比べて早いものの、現在のところ『古代染衣法』以外に筆写の例を見ない。

『染色法』の記載を見る限り、徳川吉宗が目指したものは単に詳らかになつていない技術を復元することにとどまらず、それを実利的に生かそうとするものであったと言えよう。その点では、同時期に吉宗の命によって行われた青木昆陽による甘藷の栽培や、品種改良を目的とした馬匹の輸入と同様、「事業」的側面を持ったものであったと言えるだろう。「かくて京よりも染工どもあまた召れて。種々のもの染けるが。後にはいと盛になりて。」という御実紀附録巻十七の文、また三十年にわたって後藤家によって茜染が続けられたこともそれを裏付けていると言えよう。

しかし、一方で『式内染鑑』と『染色法』との間に流布の状況に大きな差があるのは、世にあっては再現された色彩自体が重要であり、その再現の過程に対しては関心の度合いが低かったことにその理由の一端が求められるかもしれない。その点では、江戸時代における『延喜式』記載の染色に対する関心は、有職故実的な部分が主であったと言えよう。

本稿を成すにあたり、史料的な制約もあつていささか迂遠な記述となった箇所が少なからずあり、また、いまだ論じきれない点も残されて

いるが、すでに紙数も尽きておりここで擱筆したいと思う。なお、今後とも『式内染鑑』の未見の写本の調査等を通じて、さらなる検討を続ける所存である。

註

- (1) 縫殿式二十六条参照。
- (2) 合成染料ではなく天然由来の染料を使う染色法では、原材料に含まれている不純物の影響によって同じ手順、数量によっても必ずしも同色に染まることは限らないという難点があることが、現代の染色家諸氏〔上村六郎「昭和版 延喜染鑑」、岩波書店、一九八六年など。〕によって指摘されている。
- (3) 後述するように、本書には写本により異名が付されているものがあるが、特定の写本に限らず本書総体として述べる場合には、本書名を使用する。
- (4) あるいは「奉行」の誤記か。
- (5) 『寛政重修諸家譜』卷一三八一。ただし同書に記された直方の事績には、染色復元への関わりについての記述は見られない。
- (6) 『東京市史稿』市街編二四〔臨川書店、一九九七年。ただし一九三五年刊行書の復刻〕には、寛保二年（一七四二）十二月十二日にも「吹上御染御用情出し相勤候二付」として後藤縫殿之丞に銀十枚が下賜された記事が載せられている。
- (7) 田安家の蔵書については、『日本書誌学大系94 田藩文庫目録と研究・田安徳川家伝来古書籍』（人間文化研究機構国文学研究資料館編、青裳堂書店、二〇〇六年）にも、Ⅸ政治・法制、五典礼・儀式、服飾の項目に三十九点の書目が挙げられているが、その中に『式内染鑑』は含まれていない。
- (8) 前者は『国書総目録』第一巻、岩波書店、一九八九年。後者は『国書総目録』第八巻、一九九〇年、補遺部分。ただし、本稿では原文の意図を損なわない範囲で体裁を変えて掲載している。
- (9) 『国書人名辞典』第四巻、岩波書店、一九九八年。
- (10) 単に「染色」にとどまらず、布地の織等までを対象とするのが「染織」である。本稿では主に「染色」について述べるが、書名の記載等必要な場合には「染織」の語も使用する。
- (11) 『染料植物譜』（後藤捷一・山川隆平、高尾書店、昭和十二年）。なお、同書は前掲註（8）の『国書総目録』補遺に挙げられている書目である。
- (12) 所蔵者は『染料植物譜』刊行当時の状況を記している。以下も同じである。ただし、本書中の所蔵者の記載にはやや混乱が見られ、文中で先に「吹上染紙」（松井簡治氏本）として挙げられたものと、後出で江馬務氏蔵本〔文学博士松井簡治氏所蔵、松岡辰方自筆本の謄本〕と記されているものは同じ写本を指しているようである。なお、松井簡治の旧蔵書「松井文庫」は一括して静嘉堂文庫に収められており、後掲の写本Dもそのうちの一点であるが本写本とは別本である。本写本が松井から江馬に渡った事情は明らかではなく、また、現在の所在は確認できない。
- (13) 『東京市史稿』（以下、『市史稿』と略す。）産業編十七巻、東京都、臨川書店、一九七三年刊行の物を二〇〇一年に復刻。
- (14) 『市史稿』は「月」を「丹」と表記しているが、誤読と思われる。
- (15) 『呂實夫』は野呂元丈（二六九三—一七六一）か。
- (16) 浦上直方が「景久」を名乗ったことは『寛政重修諸家譜』の同人部分にも載っていないが、『史料稿本』享保十四年景久条（東京大学史料編纂所蔵一七二九—二六—二一—一八）が引く「仰高録」には「浦上弥五左衛門景久」の記載が見える。一方、亟は丞の誤読と思われる。
- (17) 「辛酉」は「己酉」の誤り。
- (18) 冒頭の「黄櫨」の用度について、櫨と蘇芳の数量に「大」字が補って記載されているのは雑染用度条原文との違いである。同条には、紫草のようにすべて斤量に大小を記していない物品もあるが、櫨と蘇芳については他の染色には大小を付けている箇所もあるので、「黄櫨」については脱字の可能性（ただし、『訳注日本史料 延喜式』中巻、虎尾俊哉編〔集英社、二〇〇七年〕によると、この部分に校異は存在していない。また雑染用度条において本来同一の素材について、大小両様の斤量の単位が用いられていること自体謎といえよう。）も考えられるが、それを補ったものといえよう。なお、現時点で確認できる写本はみな同所に「大」字を補っている。
- (19) いずれの写本とも、二種の色見本を揭示し「於是試除蘇芳…」の文を記した後後に、「黄櫨染考」を記している。「式内染鑑 日」では、この部分は記載の順番が入れ替わっている。
- (20) 『市史稿』掲載の「後藤文書」には色見本部分の掲載について特に触れられていないが、おそらく染紙の貼り付け、本紙への着色等はなされていなかったと考えられる。
- (21) 『桃花薬業』は、文明十二年（一四八〇）に一条兼良が息子冬良のために記した、一条家を中心にした故実書である『群書類題』第八、続群書類従完成会、一九六一年。ただし、『群書類従』本『群書類従』第二七輯、続群書類従完成会、一九八三年）を見る限り、当該の色がまとまって掲載されているわけではなく、また、萩（萩経青）、女郎花など同書には載せられていない色名も存在している。同書の流布本は他の故実書が付加したものが多く（後藤捷一『日本染織文献総覧』染織と生活社、一九八〇年、同書項）とのことであり、それらを元に記載されたか。

- (22) この文章は、縫殿式19条の記載内容、および重ねの色目としての胡桃の記述の部分は合致しているが、弾正式61条の記載内容とはやや異なっている。
- (23) 前掲の『史料稿本』享保十四年足利家系にも松岡の跋文部分が掲載されている。
- (24) 『日本染色文献総覧』前掲註(21)書。
- (25) 杉浦三郎兵衛について、自明のことであったのか後藤は特に述べていないが、「大黒屋」の屋号で江戸時代から商いを続けてきた呉服商の当時の当主と思われる。
- (26) 後藤の生存中その蔵書は凌霄文庫と名付けられ、これら三点の写本もその中に含まれていた(村山隆雄「コレクション調査」『参考書誌研究』一五、一九七七年)。後藤の死後その旧蔵書は四国大学に移され凌霄文庫の名も継承されたものの、染織関係を中心とする一部の蔵書は引き継がれず、市場に出たとのことである。そのため、これら三点の写本の現在の所在は確認できていない。
- (27) 前掲註(11)書。
- (28) 同一、類似書名の類出を避けるため「写本A」と表記する。また、以下、新たな写本を本校中に挙げることに「写本B、C…」と記す。
- (29) 写本の中には、物品の数量の記載等に若干の違いがあるものが散見するが、単純な誤写の可能性も考えられることから、それらについて本稿では特に触れないこととする。
- (30) 墨付き十八丁。以下の写本についても同様に記載する。なお、所蔵機関が付した固有の番号については「請求番号」「函架番号」等種々の記述があるが、煩雑さを避けるため統一して「所蔵番号」と記す。また、判型については所蔵館の書誌情報の記載を優先し、記載がない場合には計測した数値を入れた。
- (31) 『改定史籍集覧』第二七冊、近藤出版部、一九〇二年。
- (32) 国立国会図書館 所蔵番号八四八七一。
- (33) 『日本国語大辞典』第一〇巻、日本国語大辞典第二版編集委員会、小学館、二〇〇一年。
- (34) 長崎盛輝『平安の美裳 かさねの色目』京都書院、一九八八年。
- (35) 前掲註(24) 書掲載の徳大寺家旧蔵本については跋文が明記されていないが、文意から考えおそらくこれと同文であったと考えられる。ただし、花押の記載があったか否かは不明である。
- (36) 国文学研究資料館蔵書印データベース http://basel.nijiac.jp/~collectors_seal/ によった。最終アクセス日:二〇一九年七月二十二日校正時
- (37) 大沼宜規「国立国会図書館所蔵小杉文庫について」『参考書誌研究』五九、二〇〇三年。
- (38) 前掲註(36) データベース。
- (39) 上田由紀美「国立国会図書館所蔵 弥富破摩雄旧蔵書目録―中島広足自筆本・手沢本類の宝庫―」『参考書誌研究』第六四号、二〇〇六年。
- (40) 国立国会図書館小史 <http://www.ndl.go.jp/aboutus/outline/history/short-history.html> によった。最終アクセス日:二〇一九年七月二十二日校正時
- (41) 前掲註(36) データベース。
- (42) 前掲註(36) データベース。
- (43) 中村麻里子「芳中と交流した備讃ゆかりの大坂画人」『美術館DEWS』一〇六、岡山県立美術館、一〇六、二〇一四年。
- (44) 『国書総目録』第二巻、岩波書店、一九八九年。
- (45) 三丁と四丁の記載順が写本Aと比べて逆になっているが、これは綴る際に入れ替わったためか。
- (46) 市島春城『芸苑一夕話』上、早稲田大学出版部、一九二二年。
- (47) 山口静子「近藤重蔵の史料―史料編纂所所蔵『近藤重蔵遺書』に見る―」『東京大学史料編纂所所報』一八、一九八三年。
- (48) 「中之島百年―大阪府立図書館の歩み」同書編集委員会編、大阪府立中之島図書館百周年記念事業実行委員会、二〇〇四年。
- (49) 「人と蔵書と蔵書印」国立国会図書館所蔵本から」国立国会図書館、雄松堂出版、二〇〇二年。
- (50) 所蔵館の書誌情報による。
- (51) 『国書人名事典』第四巻、岩波書店、一九九八年。
- (52) 前掲註(36) データベース。
- (53) 前掲註(36) データベース。
- (54) 龍谷大学図書館ホームページ「写字台文庫」<http://www.afc.ryukoku.ac.jp/kicho/collections/shajitar-bunkoh.html> によった。最終アクセス日:二〇一九年七月二十二日校正時
- (55) 前掲註(36) データベース。
- (56) 『日本書誌学大系79 新編蔵書印譜』渡辺守邦、後藤憲二編、青裳堂書店、二〇〇一年。および『名家伝記資料集成』一、森繁夫編、思文閣出版、一九八四年。
- (57) 大きさの異なる複数の書目の合本のため、寸法は概数である。
- (58) 前掲註(36) データベース。
- (59) 所蔵館の書誌情報による。
- (60) 羽倉敬尚「故実家橋本経亮」『国学院雑誌』六三二―一、一九六三年。
- (61) 宇土市デジタルミュージアム <https://www.city.uto.kumamoto.jp/museum/2yamadaabunko/yamada06.html> によった。最終アクセス日:二〇一九年七月二十二日校正時
- (62) 前掲註(39) 論文によれば、弥富は中島の著述、旧蔵書の散逸を惜しみ、その収集と研究を行ったという。

- (63) 「不忍文庫書籍目録」 国立国会図書館蔵、所蔵番号一三三二一七。
- (64) 猪熊兼樹 『宮廷物質文化』 中央公論美術出版、二〇一七年。
- (65) 河野元昭 「住吉広守」 『日本近世人名事典』 吉川弘文館、二〇〇五年。
- (66) 榊原悟 「住吉広守」 『朝日日本歴史人物事典』 朝日新聞社、一九九四年。
- (67) 鈴木真弓 「住吉広行」 『日本近世人名事典』 前掲註(65) 書。
- (68) 『国書人名辞典』 第二巻、岩波書店、一九九五年。
- (69) 「和学講談所御用留抄」 『続々群書類従』 第二六、国書刊行会、一九〇九年)には、寛政五年に和学講談所が成ったことを記し、会頭として奈佐久左衛門(勝舉)、屋代太郎(弘賢)、横田孫兵衛(俗翁)、松岡平次郎(辰方)の名が記されている。
- (70) 表智之 「二世紀日本における〈歴史〉の発見―屋代弘賢と〈考証家〉たち―」 『待兼山論叢』 三一、一九九七年。
- (71) 前掲註(64) 書。
- (72) 『日本国語大辞典』 第一三巻、前掲註(33)、二〇〇二年。
- (73) 『新訂増補故実叢書』(第一二、明治図書出版・吉川弘文館、一九五二年)。
- (74) 文中に見える「同息江州」は、直方の息子の景邦が近江守に叙任されている(前掲註(5) 書)ので、あるいはそのことを指すのかもしれない。また、「京極高鈿」は「高録」「高称」と読む可能性もあるが、いずれにしても諸系図に該当する人物を見出すことはできなかった。
- (75) 『九州大学百年の宝物』 九州大学百年の宝物刊行委員会、丸善プラネット、二〇一一年。
- (76) 秋月藩士上野家に生まれ、藩医江藤家を嗣いだ江藤正澄が安政く万延年間に「橋爪」を名乗った理由は明らかではなく、また、『江藤正澄の面影』(筑紫豊、秋月郷土館、一九六九年)をはじめとする伝記資料でもそのことは記されていない。しかし、ともに本姓として宇佐宮の神職にちなむ大神氏を名乗っていること、通称の弥平次が用字が異なるものの共通することから、九州大学附属図書館は両者を同一人物としている。
- (77) 前掲註(44) 書。
- (78) 国立国会図書館蔵、所蔵番号〇二九二一N六二七n。
- (79) 佐藤賢一は、坂田文庫の点数が一万五千冊にのぼったとする一方、南葵文庫所蔵の個々の資料の旧蔵者を特定することの困難さを指摘している(『東京大学総合図書館所蔵「南葵文庫」について―その来歴と今後の展望に向けて―』『大学図書館研究』LXXIV、二〇〇五年)。
- (80) 上村六郎も前掲註(2) 書の中で自身写本を所有していることを述べている。

補記

本稿提出後、校正の出校までに期間があったことから、その間に神宮文庫所蔵本(写本Vとする)について調査を行うことができた。以下同書について記す。なお、補記であるため、表2に追加することはしていない。

○写本V 『式内染鑑』 神宮文庫蔵、所蔵番号一〇一―一五六六) 縦一八・五センチ、横一三センチ。十六丁

本写本は書き題箋で『式内染鑑』と記されており、記載内容は他の写本と同一である。

一丁の片面に一色分を記載している。染紙の大きさは縦横ともおよそ三・一センチで、保存状態は良好である。表2対応の記載内容については、①布帛の数量表記は「疋」字であり、②青白椽が先行して記されている。③の記載は「萩之経青」で、⑤の跋文はない。

なお、裏表紙に「西村廣休遺／書 明治廿三年／八月求」のラベルが貼付されている。『国書人名辞典』巻三(岩波書店、一九九六年)の同人の項によると、西村(一八一六―一八九)は伊勢国の出身で、本草学を学び著述を持つ一方、国学を荒木田久守に学んでいる。

(上武大学ビジネス情報学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇一八年九月一八日受付、二〇一八年二月一〇日審査終了)